

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費（令和６年度決算）

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、さらに令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和6年度湧別町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 123,835千円

（歳出） 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 811,290千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

科目名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国道支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	349,849	259,703	1,265	31,027	57,854
	老人福祉費	10,482	0	2,057	2,941	5,484
	児童措置費	115,874	82,600	16,725	5,777	10,772
	母子福祉費	3,577	756	1,907	319	595
	小計	479,782	343,059	21,954	40,064	74,705
社会保険	社会福祉総務費	61,227	45,920	0	5,343	9,964
	介護事業費	187,016	8,182	0	62,428	116,406
	後期高齢者医療費	44,798	33,599	0	3,909	7,290
	小計	293,041	87,701	0	71,680	133,660
保健衛生	予防費	38,467	0	3,833	12,091	22,543
	小計	38,467	0	3,833	12,091	22,543
合計		811,290	430,760	25,787	123,835	230,908

※事務費及び人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）については除外しています。